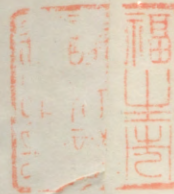


決裁区分	甲 乙 丙 丁	文書分類	發送・府内・議案・令達	福議	収第 12 号
保存	1 3 5 10 15 永	廃棄	年 月	F・No.	A 3 2
取扱上注意	至 急 秘	添付物		起案	62 年 1 月 29 日
浄書發送要求	浄書区分	本	控	計	決裁
	☐ タイプ原・力				年 月 日
	☐ 孔 版				年 月 日付
	☐ 手書複写				第 号
☐ ペン 書					年 月 日收受
浄書	照 合	公 印	施 行	事・機係長	作成完了希望日 月 日迄 作成 月 日了
					發送完了希望日 月 日迄 發送 月 日了
主 管	起 案 者	係 員	係 長	次 長	局 長
	氏 名 甲 賀 圭				
あて先	福生市長 田村 匡雄	合	庶・職課長	庶務係長	
発信者	福生市議会議長 森田 治男	議			
注意事項		先			
件 名	会議録の送付について				
上記のことについて別紙のように照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。 申請 通知 決定 実施 送付 します。					



1 昭和61年第3回福生市議会臨時会
(11月18日)

福議発第 十二 号

昭和六十二年 一月二十九日

福生市長

田村 匡雄 殿

福生市議会議長 木林 田 治男 (印)

昭和六十一年 会議録の送付について

昭和六十二年第三回福生市議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

局長 局長 次長 係員

開 会 昭和六十一年十一月十八日
閉 会 同 日

昭和六十一年

福生市議会第三回臨時会会議録

福生市議会



「大のす、財政自治法第一二三条第三項の規定により、及び、大いす。
昭和三十二年三月三十一日、福生市議会臨時会の会期終了の旨を照会の上、及び、大いす。
会期終了の旨を照会の上、及び、大いす。

福生市長

田 林 目 録

昭和三十二年三月三十一日

福生市議会議員

木 村 田

谷 界

明

第三回福生市議会

臨時

議会録（第十三号）

会議録目次

昭和六十二年十一月十八日福生市議会議場に第三回福生市議会臨時 会が招集された。

一〇十一月十八日（火）（第十三号）

出欠席議員	二番	在原	博	一
出席説明員	四番	石川	泰一	三
議事日程	六番	齋藤	賢	四
開会・開議	八番	木村	徳藏	五
日程第一	会議録署名議員の指名	十番	木村	五
	十八番	堀川	實	
	十九番	宮沢	良一	
	二十番	指田	保雄	
諸報告	二十一番	高木	清信	五
日程第二	会期の決定（議会運営委員長報告）	二十二番	高木	六

日程第三

議案第八十号 無線放送施設整備工事請負契約

議事日程

原案同意

閉議・閉会 二十番 田 一五

十六番 宮 良 一 彦

十八番 川 實 彦

日野 第一 会 議 録 第 十 三 号 五

開会・開議 五

議事日程 四

出席議員 三

出欠議員 一

○十一月十八日(火) (第十三号)

会 議 録 目 次

第三回福生市議会

臨時

会 議 録 (第 十 三 号)

昭和六十二年十一月十八日福生市議会議場に第三回福生市議会臨時 会が招集された。

一 出席議員は次のとおりである。

一番 林 田 武 君	二番 在 原 博 君
三番 村 野 和 一 郎 君	四番 石 川 泰 一 君
五番 赤 星 行 人 君	六番 齋 藤 嬰 君
七番 井 上 寅 吉 君	八番 八 君
九番 上 野 重 勝 君	十番 木 村 德 藏 君
十一番 原 敏 子 君	十二番 遠 藤 洋 一 君
十三番 小 野 沢 久 君	十四番 仲 村 清 信 君
十五番 加 藤 謹 之 助 君	十六番 高 水 惣 八 君
十七番 東 田 正 治 君	十八番 堀 川 實 君

十九番 宮沢良一 君
 二十一番 田村市郎 君
 二十三番 木村田 君

二十番 指田保雄 君
 二十二番 村尾栄次 君
 二十四番 関米吉 君

一 欠席議員は次のとおりである。

八番 石川保君

二 欠員は次のとおりである。

なし

第三回市議会

会会議録(第十三号)

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局 井上久男 君

議事係長 島田幸治 君 主事 大内博之 君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 田村匡雄 君 助役 古谷徳男 君

収入役 高水求 君 教育長 森田猛 君

企画財政部長 内田和雄 君 総務部長 浅見裕康 君

市民部長 古谷正夫 君 福祉部長 生子国利 君

建設部長 森田進 君 教育次長 須崎進 君

監査委員 小野光朗 君 選挙管理委員 篠崎寛 君
 日野事務局長

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第

日程第

日程第

を

議長

議

諸

(井上議会議務局長報告)

- 一、昭和六十一年第三回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
 - 二、議案の送付について(別添参照)
 - 三、昭和六十年度事務報告書の正誤について(別添参照)
 - 四、議案説明員の出席要求について(別添参照)
 - 五、昭和六十一年九月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 議長(森田治男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(森田治男君)

日程第二 会期の決定を議題といたします。
今次臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において検討され
ておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 指田保雄君 登壇)

○議会運営委員長(指田保雄君) 御指名をいただきましたので、去る十一月
十五日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告を
申し上げます。

まず、日程でございますが、本日の臨時会に提案される議案は、市長から
工事請負契約の締結を求める議案一件となっております。次に、議案の取り
扱っておりますが、慎重に審議の上、即決をお願いすることといたしました。したがいま
して、会期については、本日一日とすることに議運としては決定をいたしております。
次に、全員協議会でございますが、理事者側から申し出がありますので、
本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営できますよう議員各位の
御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。
お諮りいたします。

会期につきましては、十五日委員長から報告されたとおり、十一月十八日の本
日一日限りと決定いたしましたと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと
決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第三議案第八十号 無線放送施設整備工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君 登壇）

○議長（森田治男君） 御指名をちょうだいいたしましたので、議案第八十号 無線放送施設整備工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。

本件は従来の広報無線にかわりまして、防災行政無線として新たに設備をしようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基つきまして、議会の御同意を得べく御提案申し上げるものでございます。

それではまず、当該工事の概要につきまして説明申し上げます。本工事はこのたび免許方針の変更によりまして、デジタル方式が認められたことに伴いましてその方式を採用するものでありまして、そのシステムの概要といたしましては、親局を本庁

舎内に設置をいたしまして、市行政区域の全域に分散配置した子局によりまして、居住者に情報を伝達するものでございます。親局の設備といたしまして、無線送受信装置、選呼呼出装置、それから音声調整装置、これらを設置をいたし、さらに市内三十二カ所に屋外受信装置を設備するものでございます。なお、設置の場所につきましては、別紙によつて資料を御配付申し上げます。これを御参照をちょうだいしていただきたいと思います。

以上が工事の概要でございますが、次に契約の関係につきまして説明申し上げます。契約の関係につきましては、本議案に記載のとおりでございまして、契約の目的は無線放送施設整備工事、契約の方法は指名競走入札による契約でございます。契約の金額は一億円と相なっております。なお、入札の経過につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考に使っていただきたいと思います。

なお、市が発注いたします設備工事につきましては、その予定価格が五千万円を超える場合は、当市にございます受注機会増大のための共同企業体等に対する建設工事等の発注取扱要綱によりまして、共同企業体方式で発注をいたすということに

相なつておりまして、今回は共同企業体方式によることになりました。また、福生市財務規則第八十条によりますれば、九千万円以上につきましては、本来ならばなすべき十人以上と規定をさへしているところでございます。無線放送工事、今回の工事につきましては、その受注資格者の数が足りません。指名参加の大手業者の中から選びまして、六社にだけこの要件に合致いたしました関係上、六社の共同企業体による入札をせざるを得なくなつたというところでございまして、その点を申し添えさせていただきます。

次に工期でございますが、契約確定の日から昭和六十二年三月二十八日までと相なつております。契約の相手方は、東京都港区芝大門一丁目一番三〇号松下・宮崎建設共同企業体でございます。代表者は大阪府門真市大字門真一〇〇六番地松下電器産業株式会社取締役社長谷井昭雄、東京都福生市大字熊川一〇六八番地宮崎電気株式会社代表取締役宮崎夏次でございます。また無線放送施設整備工事の設計の委託につきましては、電気工業株式会社と二百七十六万円をもって既に契約をしております。

以上、まことに推駁でございますが、議案第八十号の説明にかえさせていただきます。よろしく慎重御審議をちょうだいしまして、原案とおり御確定くださる

ようお願い申し上げます。

○議長（本田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（遠藤洋一君） 質問します。無線放送施設が拡充することになり、特にデジタルになることで非常に性能がよくなると思ひますけれども、この運営をどういうふうにするかということだけを伺っておきたいというふうに思っています。特に無線放送施設というふうになつてありますけれども、現実には災害時などの緊急放送が主ではないかと思ひておりますし、またそのようなことの使用がやはり市民にとってはありがたい、あるいは能率的な運用ではないかと思ひます。とにかく近隣の席におきましては、何でもかんでも放送があつて、迷子から始まりまして、市のお知らせをみんなやるなんていう所もあるのですけれども、都市化に伴ひまして住宅密集のこともありますので、できるだけ放送については緊急に限るという形の方が非常に効果的だと思ひているので、そういう運用のことを伺っておきたいと思ひます。

もう一つは、今回改善されるわけですから、かなり市の中によつては聞こえる所、聞こえない所とかありまして、それぞれ不評、好評というのかあつたわけですから